
11. 立地適正化計画区域外におけるまちづくりの方向性

立地適正化計画においては、都市計画区域内が対象エリアとなります。

しかし、立地適正化計画区域外においても、旧合併町の拠点となっていた集落等が点在し、市民の生活や農業等が営まれ、地域の文化・歴史が育まれています。

このようなことから、本市においては、各集約拠点の都市機能強化と公共交通等のネットワークを構築することで、立地適正化計画区域外においても都市機能の利便性が享受でき、自然と調和した、豊かさを感じられる住みやすいまちを目指すこととします。

このため、立地適正化計画区域内において、各拠点の都市機能を維持・確保するとともに、立地適正化計画区域外においては、農業や石材業を始めとした産業振興や観光等と連携しながら、集落の維持に向けた小さな拠点づくり等を進め、立地適正化計画区域内外での連携・関係性を深めることで、市全体として持続可能なまちづくりを進めていきます。

また、その具体的な施策・事業については、多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画において、立地適正化計画に係る実施事業と合わせて登載し、一体的に取り組むこととします。